



PRI Discussion Paper Series (No.24A-03)

個人所得課税の自動安定化効果

信州大学経法学部教授 / 財務省財務総合政策研究所特別研究官

大野 太郎

財務省財務総合政策研究所研究員

井口 智博

東京大学大学院農学生命科学研究科教授 /

財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

小嶋 大造

2024年11月

本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではありません。

財務省財務総合政策研究所総務研究部

〒100-8940 千代田区霞が関3-1-1

TEL 03-3581-4111 (内線 5489)

個人所得課税の自動安定化効果^{*1}

大野 太郎^{*2}

井口 智博^{*3}

小嶋 大造^{*4}

要 約

近年、コロナ禍をはじめ、家計が断続的に所得変動に直面する中、税制・社会保障制度による所得安定化機能が一層期待されている。税制の自動安定化機能の大きさを捉えるにあたってはマイクロシミュレーションの手法と仮想的な所得変動を組み合わせることで、税制が所得変動縮小に与える真の寄与を計測することが可能となる。

本稿では『全国家計構造調査』（1989～2019年）の個票データを用い、日本における個人所得課税（所得税、住民税、社会保険料）の自動安定化効果を定量的に評価する。日本の個人所得課税は所得変動を3割程度縮小させるが、経年的に見ると高所得層では効果が低下する一方、低所得層では効果が上昇している。また、日本の税制は控除が税の累進的な負担構造を低下させる結果、税の自動安定化効果も弱めていることが確認された。

キーワード：税、社会保険料、自動安定化、控除、日本

JEL Classification: : C15, H24

^{*1} 本研究の一部は科学研究費助成事業（基盤研究（C）（一般）21K01538）からの助成を受けており、また総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を利用している。関係者各位に厚く御礼を申し上げる。なお、本稿の内容は全て筆者らの個人的見解であり、著者らが所属する機関の公式見解を示すものではない。

^{*2} 信州大学経法学部教授 / 財務省財務総合政策研究所特別研究官

^{*3} 財務省財務総合政策研究所研究員

^{*4} 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 / 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

I. はじめに

Musgrave (1959) 等が指摘するように、財政は資源配分機能、所得再分配機能、経済安定化機能を果たすことが期待されている。このうち、経済安定化機能を果たすための政策手段としては裁量的な財政政策 (Discretionary Fiscal Policy) と自動安定化装置 (Automatic Stabilizer) がある。裁量的な財政政策は経済状況に応じて講じる追加的で裁量的な措置である。また、自動安定化装置は財政制度が経済状況に応じて、制度変更を伴うことなく自動的に作用する効果であり、例えば累進的な税率構造を持つ所得税、法人税の他、失業給付等の社会保障給付が挙げられる。近年、コロナ禍をはじめ、家計が断続的に所得変動に直面する中、税制・社会保障制度による所得安定化機能が一層期待されている。

経済安定化に関する研究はこれまでも幅広く取り組まれてきた。税に関する経済安定化という点では、例えば税の所得弾力性を推計する研究 (Fatas and Mihov 2001; Blanchard and Perotti 2002; Karras and Yang 2022; 西崎・中川 2000; 北浦・長嶋 2007; 吉野・羽方 2007; 上田・杉浦・古財 2010; 石橋 2010; 郡司・平賀・宮崎 2019) が挙げられ、これらは主にマクロデータを使用している。また、近年は家計マイクロデータを使用した研究も増えつつある。例えば家計パネルデータを使用して、税や現金給付が所得の平準化に与える影響を考察する研究が挙げられる (Avram et al. 2022; 川出 2022)。こうした税や現金給付が所得変動を安定化させる効果を計測するにあたっては留意点もある。例えば、税や現金給付が所得変動をどれくらい縮小するかを測るにしても、所得が落ち込む景気後退局面においては景気対策の一環で追加的な減税や現金給付が実施されやすく、経済安定化効果の中には制度変更の影響も含まれる。このことは、経済安定化効果の計測において裁量的な財政政策と自動安定化装置の双方を含んでいるとも言える。他方、自動安定化装置としての効果を計測する際にはこうした内生性の問題を回避する必要がある。Auerbach and Feenberg (2000) や Dolls et al. (2012, 2022) はこの課題を乗り越えるため、マイクロシミュレーションと仮想的な所得変動の状況を扱う手法を採用し、(税や社会保険料を含む) 個人所得課税の自動安定化効果の大きさを計測している。本稿も個人所得課税の自動安定化効果を考察するにあたり、このアプローチを採用する¹。

本稿ではさらに控除の仕組みが税の自動安定化効果に与える影響についても考察する。個人所得課税による自動安定化効果の大きさは基本的には課税の累進的な負担構造に依存するが、税制における累進的な負担構造をもたらす制度的要因としては税率構造とともに所得控除も挙げられる (増井 2014)。こうした控除が負担構造に与える影響については租税支出 (Tax expenditure) の研究で扱われ、例えば租税支出による負担軽減の大きさについて考察されてきた (Surrey 1973; OECD 2010; Burman et al. 2008; Poterba 2011; Altshuler and Dietz

¹ 日本の税制における経済安定化機能について制度面から考察したものとして羽方 (2011) や藤岡 (2023) が挙げられる。

2011; Albarea et al. 2015; Burman et al. 2017; Avram 2018; Barrios et al. 2020)²。こうした中で、日本においても所得税・住民税を対象に、控除による負担軽減の大きさを計測する取り組みも進められている(田近・八塩 2006a, 2006b; 金田 2014; Ohno et al. 2021; 大野他 2022, 2023)。そして、大野他 (2023) は控除制度が所得税・住民税の累進的な負担構造を弱めてきたことを指摘している。

そこで本稿では日本における個人所得課税(所得税、住民税、社会保険料)の自動安定化効果を計測する。ここでは総務省『全国家計構造調査』(旧『全国消費実態調査』1989, 1999, 2009, 2019年)の個票データを使用する。本稿の特徴として、第1に、個人所得課税の現行制度が自動安定化装置として所得変動縮小に与える真の寄与について定量的に評価する。本稿では Auerbach and Feenberg (2000) や Dolls et al. (2012, 2022) と同様の手法を採用し、使用統計の調査票に記載された世帯の収入・家族構成に現実の税制を当てはめて税額を推計するマイクロシミュレーションの手法と仮想的な所得変動を組み合わせ、自動安定化効果の大きさを計測する。第2に、自動安定化効果の経年的な変化についても考察する。このとき、自動安定化効果の時点間比較には制度の変更に伴う「制度変更要因」のみならず、所得分布や人口構成等の変化に伴う「非制度変更要因」の影響も含まれる。そこで、本稿では Bargain and Callan (2010) や Bargain (2012) と同様の手法を採用し、自動安定化効果における変化を制度変更要因と非制度変更要因へ分離する。すなわち、比較期間中において「仮に制度変更がなかった場合に所得分布や人口構成等の変化が自動安定化効果に及ぼす影響」(非制度変更要因)を考慮しながら、「制度変更それ自体が自動安定化効果に及ぼす真の寄与」(制度変更要因)を抽出する³。第3に、控除制度が税(所得税、住民税)の自動安定化効果に与える影響についても考察する。本稿では Burman et al. (2017) の手法を採用し、控除を適用するかどうかによって税額がどの程度変化するかを計測し、それに伴って税の自動安定化効果がどの程度変化するかを計測する。

本稿の構成は以下のとおりである。2節では本稿の分析対象期間である1989年から2019年までにおける個人所得課税の制度改正の流れを整理する。3節では使用するデータや、マイクロシミュレーションの手法による税額の推計方法を説明する。4節では自動安定化効果の大きさとその経年的な変化を捉え、5節ではその変化について制度変更による真の寄与を計測する。6節では控除が税の自動安定化効果に与える影響を考察する。最後に7節では結論を述べる。

² 租税支出とは、「所得控除(Deductions)、課税除外(Exclusions)、税額控除(Credits)、軽減税率(Favorable Rates)等の租税特別措置であり、特定の活動や産業、納税者層に減税の恩恵を与えるもの」(Burman et al. 2017)とされる。

³ Bargain (2014) はこうした再分配効果における制度変更要因と非制度変更要因の要因分解に関するサーベイを提供している。

II. 日本の所得税・住民税制と社会保険制度

本節では日本の個人所得課税の概要について述べる。日本の所得税・住民税の税額は、収入から必要経費等を差し引いて合算した合計所得から、各種の所得控除を差し引くことで課税所得を計算し、課税所得に対して税率表を適用することで求められる。また、その税額から税額控除が差し引かれる。このような税額計算の基本構造は本稿の分析期間である1989年から2019年も含め、現在に至るまで同様であり、控除の適用額や税率等の変遷は表1の通りである⁴。

所得税・住民税における控除制度は類似しているため、以下では主に所得税制上の控除をとり上げながら、控除制度の概略を述べる。まず、収入から合計所得を計算する段階において、必要経費の他に収入の種類に応じて適用される控除として給与所得控除、公的年金等控除が挙げられる。給与所得控除は給与収入から差し引かれる控除であり、最低控除額と、給与収入の増加に伴って増加する部分（収入逡増部分）から計算される。1989年から2019年の間、最低控除額と収入逡増部分の決定方法は改定されているが、基本的な構造は変わっていない。なお、適用額の上限が2013年に245万円（給与収入1,500万円相当）と新たに定められ、その後は上限額が次第に引き下げられている⁵。公的年金等控除は公的年金収入から差し引かれる控除であり、定額部分と年金収入に従って増加する収入逡増部分からなる。1989年から2019年の間の変更にしても、2005年に65歳以上の最低控除額が140万円から120万円に引き下げられたことが挙げられるが、基本構造は変わっていない。収入から必要経費やこれらの控除等を差し引いて合算することで、合計所得が計算される⁶。

次に、合計所得から課税所得を計算する段階で差し引かれる主な控除として、ここでは基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、社会保険料控除、老年者控除（2004年まで）をとり上げる。基礎控除は一律に適用される控除であり、一定額が所得から差し引かれる。また、所得が一定以下の配偶者が存在する場合には配偶者控除ないし配偶者特別控除が適用される⁷。配偶者の他にも所得や一定の条件を満たす扶養対象親族がいる場合には扶養控除が適用される⁸。社会保険料控除は社会保険料の負担分に対応するものであり、社会

⁴ 制度の詳細は補足Aの表A1と表A2を参照のこと。

⁵ 2016年に230万円（給与収入1,200万円相当）、2017年に220万円（給与収入1,000万円相当）。

⁶ 種類の異なる所得の間での損益通算や、過年度の損失繰越に関する諸制度については本稿では分析の対象外としている。

⁷ 2003年までは配偶者控除に上乗せして配偶者特別控除を適用することができたが、2004年からは上乗せ適用は廃止された。配偶者控除と配偶者特別控除に関して、2018年に大きな制度変更が行われた。ここでは、配偶者控除と配偶者特別控除の適用要件に納税者本人の所得額が新たに追加され、合計所得900万円超では適用額が低下し、合計所得1,000万円超の場合には配偶者控除・配偶者特別控除の対象外となった。一方で配偶者の所得要件（上限）は緩和されている。

⁸ 適用額は被扶養者の年齢や居住形態（同居・別居）によって異なっており、その額はしばしば変更されてきた。特に2010年には中学校修了（15歳）までの子どもを対象とした支給である「子ども手当」制度の創設に際して、被扶養者が16歳未満の場合は扶養控除の対象から除外され、16歳以上19歳未満の場合は適用額が大幅に削減された。

保険料と同額が控除される。老年者控除は 65 歳以上かつ所得 1,000 万円以下の場合に一定額（50 万円）が控除される制度であるが、2005 年に廃止されている。

これらの控除を適用した後の課税所得に対して、所得税・住民税の税率表を適用することで算出税額が計算されるが、この算出税額から直接差し引かれるものとして定率減税と調整控除が挙げられる。定率減税は所得税額に対して 20%相当を減税する措置である。1994 年の導入当初は減税額の上限が 200 万円であったが、その後、1999 年には上限額 25 万円となり、2009 年には廃止された。調整控除は 2007 年に国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲の際に、所得税・住民税を合わせた税負担が増加しないように導入された控除であり、当該増加分に相当する額を住民税額から控除するものである⁹。これらの税額控除を経て、最終的な所得税・住民税負担額が計算されることとなる。

最後に、個人所得課税のうち社会保険部分として、公的年金保険、健康保険、介護保険、雇用保険について概略を述べる。まず社会保険のうち年金について、日本の公的年金制度には 20 歳以上 60 歳未満の全員を加入対象とした国民年金（基礎年金）と、それに追加する形で被用者が加入する厚生年金が存在する¹⁰。そして、被保険者は国民年金にのみ加入している第 1 号被保険者と、国民年金と厚生年金に加入する第 2 号被保険者、そして第 2 号被保険者に扶養されている第 3 号被保険者のいずれかとなる。日本の健康保険制度は自営業者や年金生活者、非正規雇用者等が加入する国民健康保険、被用者が加入する被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合）がある¹¹。また、被保険者に扶養されている者は、被保険者と同様の保険給付を受けることができる¹²。介護保険制度は 2000 年に制定され、被保険者は 65 歳以上の第 1 号被保険者と、40 歳から 64 歳の医療保険加入者である第 2 号被保険者が存在する。第 1 号被保険者の保険料は所得段階によって決まっているが、およそ所得が高いほど保険料も高くなる。第 2 号被保険者の保険料は加入している健康保険制度によって異なるが、およそ所得が高いほど保険料も高くなる。雇用保険は一定の要件を満たす被用者が加入する制度であり、賃金に対して所定の雇用保険料を乗ずることで保険料が計算される¹³。

⁹ 2007 年に行われた国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲では、所得税において税率構造の変更による負担軽減がなされた一方、住民税率は引き上げられた。このとき、一部の控除の適用額が所得税制上と住民税制上で異なるために、その差額に起因する実質的な負担増が生じ得ることとなった。

¹⁰ かつて公務員等が加入する共済年金が厚生年金とは別の被用者保険として存在したが、2015 年の被用者年金一元化法によって厚生年金に統合された。

¹¹ 被用者のうち、一般に中小企業に勤める者は協会けんぽ、大企業に勤める者は健康保険組合、公務員等は共済組合に加入することとなる。

¹² 被扶養者については、被扶養者の親族で被保険者に生計を維持されていることと（被扶養者の範囲）、年収が一定以下（2019 年では 130 万円以下）といった条件（収入基準）が存在する。

¹³ 雇用保険制度では、対応する給付の種類（体系）ごとに労働者負担分、事業主負担分の料率が設定されている。

表 1 税制および社会保険料率の変遷

	1989	1999
給与所得 控除	165万円以下 : 40%	180万円以下 : 40%
	330万円以下 : 30% +16.5万	360万円以下 : 30% +18万
	600万円以下 : 20% +49.5万	660万円以下 : 20% +54万
	1,000万円以下 : 10% +109.5万	1,000万円以下 : 10% +120万
	1,000万円超 : 5% +159.5万	1,000万円超 : 5% +170万
	最低控除額 : 650,000円	最低控除額 : 650,000円
公的年金等 控除	(65歳未満)	(65歳未満)
	120万円以下 : 60万円	130万円以下 : 70万円
	400万円以下 : 25% +30万	410万円以下 : 25% +37.5万
	760万円以下 : 15% +70万	770万円以下 : 15% +78.5万
	760万円超 : 5% +146万	770万円超 : 5% +155.5万
	(65歳以上)	(65歳以上)
	240万円以下 : 120万円	260万円以下 : 140万円
	440万円以下 : 25% +60万	460万円以下 : 25% +75万
800万円以下 : 15% +104万	820万円以下 : 15% +121万	
800万円超 : 5% +184万	820万円超 : 5% +203万	
社会保険料 控除	社会保険料納付額と同額	社会保険料納付額と同額
所得税率	5段階(10, 20, 30, 40, 50)	4段階(10, 20, 30, 37)
	300万円以下の金額 10%	330万円以下の金額 10%
	300万円を超える金額 20%	330万円を超える金額 20%
	600 " 30%	900 " 30%
	1,000 " 40%	1,800 " 37%
2,000 " 50%		
住民税率	所得割	所得割
	市町村民税	市町村民税
	120万円以下 : 3%	200万円以下 : 3%
	120万円超 : 8%	200万円超 : 8%
	500万円超 : 11%	700万円超 : 10%
	道府県民税	道府県民税
	500万円以下 : 2%	700万円以下 : 2%
	500万円超 : 4%	700万円超 : 3%
	均等割	均等割
	市町村民税	市町村民税
人口50万以上 : 2,500円	人口50万以上 : 3,000円	
人口5万-50万 : 2,000円	人口5万-50万 : 2,500円	
その他 : 1,500円	その他 : 2,000円	
道府県民税 : 700円	道府県民税 : 1,000円	
社会保険料率	年金保険	年金保険
	国民年金 : 8,000円	国民年金 : 13,300円
	厚生年金 : 6.2%	厚生年金 : 8.675%
	共済年金 : 5.7% ※国家公務員共済	共済年金 : 9.195%
	健康保険	健康保険
	国民健康保険 所得割率 : 8.2%	国民健康保険 所得割率 : 8.2%
	健康保険(協会けんぽ) : 4.15%	健康保険(協会けんぽ) : 4.25%
	介護保険	介護保険
	なし	なし
	雇用保険	雇用保険
保険料 : 0.55%	保険料 : 0.4%	

表1 税制および社会保険料率の変遷（続き）

	2009	2019
給与所得 控除	180万円以下 : 40%	180万円以下 : 40%
	360万円以下 : 30% +18万	360万円以下 : 30% +18万
	660万円以下 : 20% +54万	660万円以下 : 20% +54万
	1,000万円以下 : 10% +120万	1,000万円以下 : 10% +120万
	1,000万円超 : 5% +170万 最低控除額 : 650,000円	1,000万円超 : 220万円 最低控除額 : 650,000円
公的年金等 控除	(65歳未満)	(65歳未満)
	130万円以下 : 70万円	130万円以下 : 70万円
	410万円以下 : 25% +37.5万	410万円以下 : 25% +37.5万
	770万円以下 : 15% +78.5万	770万円以下 : 15% +78.5万
	770万円超 : 5% +155.5万	770万円超 : 5% +155.5万
	(65歳以上)	(65歳以上)
	330万円以下 : 120万円	330万円以下 : 120万円
410万円以下 : 25% +37.5万	410万円以下 : 25% +37.5万	
770万円以下 : 15% +78.5万	770万円以下 : 15% +78.5万	
770万円超 : 5% +155.5万	770万円超 : 5% +155.5万	
社会保険料 控除	社会保険料納付額と同額	社会保険料納付額と同額
所得税率	6段階(5, 10, 20, 23, 33, 40)	7段階(5, 10, 20, 23, 33, 40, 45)
	195万円以下の金額 5%	195万円以下の金額 5%
	195万円を超える金額10%	195万円を超える金額10%
	330 " 20%	330 " 20%
	695 " 23%	695 " 23%
	900 " 33%	900 " 33%
	1,800 " 40%	1,800 " 40%
	4,000 " 45%	
住民税率	所得割	同左
	市町村民税 : 一律 6%	※ただし、指定都市の場合
	道府県民税 : 一律 4%	市町村民税 : 一律 8%
		道府県民税 : 一律 2%
	均等割	
	市町村民税 : 3,000円	
	道府県民税 : 1,000円	
社会保険料率	年金保険	年金保険
	国民年金 : 14,660円	国民年金 : 16,410円
	厚生年金 : 7.675%	厚生年金 : 9.15%
	共済年金 : 7.513%	共済年金 : 9.15%
	健康保険	健康保険
	国民健康保険 所得割率 : 8.6%	国民健康保険 所得割率 : 9.7%
	健康保険 (協会けんぽ) : 4.1%	健康保険 (協会けんぽ) : 5%
	介護保険	介護保険
	第1号保険料 : 4,160円	第1号保険料 : 5,869円
	第2号保険料 :	第2号保険料 :
健康保険 (協会けんぽ) : 0.595%	健康保険 (協会けんぽ) : 0.865%	
雇用保険	雇用保険	
保険料 : 0.4%	保険料 : 0.3%	

(注) 社会保険料について、被用者保険の場合は労使折半後の本人負担分のみを掲載している。
(出所) 財務省財務総合政策研究所『財政金融統計月報』より筆者作成

III. データおよび推計方法

III-1. 使用データ

データは『全国家計構造調査』（旧：『全国消費実態調査』）の個票データ（調査票情報）を使用する¹⁴。本稿では1989、1999、2009、2019年の調査票を利用している。調査票には各世帯員について調査開始時点の属性（続柄、年齢、性別、就業状況等）や過去1年間の収入、また各世帯について調査時期の貯蓄残高等の項目が存在する。本稿では各世帯員の属性および収入の情報に現実の社会保険制度や税制を適用し、世帯ごとの年間での社会保険料と所得税・住民税の負担額を推計する。なお、ここでは税額の推計ができない等の理由から以下の世帯についてはサンプルから除外する。

- ・年齢・性別が不詳である世帯員がいる世帯
- ・単身赴任世帯
- ・転出者がいる世帯

III-2. 推計方法¹⁵

III-2-1. 収入の推計方法

本稿では『全国家計構造調査』の「年収・貯蓄等調査票」における年間収入を使用している。ここでは例えば「勤め先からの年間収入」、「農林漁業収入」等の11項目の内訳項目が存在し、さらに各項目において「①世帯主」「②世帯主の配偶者」「③他の世帯員（65歳未満）」「④他の世帯員（65歳以上）」別の収入が利用可能である。ただし、③と④の属性に該当する世帯員が複数人存在する世帯では、当該の世帯員らの収入の合計値のみが記入される。そこで、同調査の「世帯票」に記入されている世帯員全員の性別・年齢情報を参照し、③と④に関する上述のような合計値を、以下のような方法で各世帯員に按分している。

「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「社会保障給付金（公的年金・恩給以外）」「企業年金受取金」「個人年金受取金」については、世帯員の性別・年齢によって按分の比が異なると考えられる。したがって、まず個人単位の収入が把握できる①世帯主と②世帯主の配偶者を対象に、性別・年齢階層別の平均収入を求める。③と④に関して世帯内に該当する複数の世帯員が存在する場合には、上のようにして求めた平均収入の比を使用して、③や④の合算値を各世帯員に按分する。

「内職等の年間収入」「家賃・地代の年間収入」「その他の年間収入」については、③と④に関して該当する世帯員が複数存在する場合には均等に按分した。なお、15歳未満の世帯員については按分の対象外とした。

¹⁴ 『全国消費実態調査』は2019年に見直され、『全国家計構造調査』として施行された。当該調査については、特に過年度との比較に際して、一部の調査項目の見直し等に留意すべきとされている。

¹⁵ 本稿における収入、社会保険料、所得税・住民税の推計方法は、大野他（2022）の手法を採用している。詳細は補足Bを参照されたい。

さらに、「年収・貯蓄等調査票」における「利子・配当金」に関しては記入値が過少であるとの指摘がある（松本他 2020）。この問題への対処として、本稿では「利子・配当金」の値をそのまま使用せず、その代わりに「年収・貯蓄等調査票」における項目別の金融資産残高に市場金利、平均収益率等に乗じることで推計した値を使用する。また、金融資産残高は世帯内の合計値のみ把握可能なため、利子・配当金は世帯ベースの推計となる。

III-2-2. 社会保険料・所得税・住民税の推計方法¹⁶

所得税・住民税の税額を推計するにあたっては、社会保険料控除で使用する保険料額も推計する必要がある。本稿では（「世帯票」に記入された扶養関係ではなく）世帯の最高所得者を世帯主とみなし、その上で世帯員との続柄、年齢、職業、収入を参照することで税・社会保険制度上の配偶者・扶養関係を判別している。

保険料額の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定する必要がある。ここでは公的年金保険・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について、世帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して保険料額を推計する。

所得税・住民税額の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の控除制度や税率を適用して税額を求める。所得税法上は10の所得区分があるが、ここでは『全国家計構造調査』から計算可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得区分について、合計所得を求める。そして、合計所得から所得控除を差し引いた課税所得を計算する。その際、本稿においては給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、老年者控除（2004年まで）、社会保険料控除（先に推計した社会保険料と同額）を適用している。最後に課税所得に対して所得税・住民税の限界税率表を適用することで総合課税分の所得税額・住民税額を計算する。なお、ここでは住民税における調整控除（2007年～）、復興特別所得税（2013年～）も含めて推計している。

また、利子配当課税分については上述の方法で推計した利子・配当金を使用して計算する。まず利子所得は分離課税として、実際の適用税率を用いて税額を推計する。この時、老人等の少額貯蓄非課税制度（2005年まで）を考慮する。次に配当課税は制度上、総合課税と分離課税が選択可能であることを反映し、世帯にとって負担額が小さくなる方式を選択すると仮定して推計する。なお、総合課税選択時の配当税額控除も含めて推計する。

所得や税・保険料額推計のパラメーター（適用控除額等）を実質化するにあたっては各年

¹⁶ 一般に、調査票に記載された情報から税や社会保険額といった個別性の高い変数を推計するマイクロシミュレーションの手法に関しては、その精度（推計の誤差）への留意が必要である。この点に関しては Ohno et al.（2015）および多田他（2016）によって、『国民生活基礎調査』を用いたマイクロ・シミュレーションモデルによる税・保険料額の推計値は高い精度を持つことが示されている。これらの報告では『国民生活基礎調査』を使用していることに対して、本稿では『全国家計構造調査』を使用している点に関しては、第1に『国民生活基礎調査』と『全国家計構造調査』では共通する調査項目が多く、推計に必要な諸変数が共通して利用可能であること、第2に Sano et al.（2015）や Tada and Miyoshi（2015）において『国民生活基礎調査』と『全国家計構造調査』は世帯属性や収入の情報についてはおよそ総合的と報告されていることを鑑みれば、『全国家計構造調査』を使用した本稿の税・社会保険料の推計値についても分析に足る精度を有していると考えられる。

の平均所得を用いて指数を作成し、ここでは2019年を基準とする。ただし、日本では高齢化が進展する中、平均所得の水準は年齢構成の変化からも影響を受けやすい。そこで、年齢構成の変化による影響を除いて実質化するための指数を作成する。まず、 t 年の年齢階層 k ($k=1, 2, \dots, K$) における世帯構成比率を n_t^k 、平均所得を y_t^k とおく。なお、 $\sum_{k=1}^K n_t^k = 1$ である。基準とする年を T 年とすると、 t 年の指数 I_t を以下の式に基づいて計算する。

$$I_t = \left(\sum_k n_t^k \cdot y_t^k \right) / \left(\sum_k n_T^k \cdot y_T^k \right) \quad (1)$$

各年齢階層の世帯構成比率をウェイトとして使用し、年齢階層別の所得を加重平均して全世帯平均所得を求める。(1)式の分子は t 年の加重平均所得、分母は T 年の加重平均所得である。ここでは年齢構成の変化による影響を除くため、 t 年および T 年の加重平均所得を求める際、ともに2019年の世帯構成比率をウェイトとして使用する。年齢階層別の作成にあたっては、世帯主年齢に基づき11個の年齢階層(35歳未満、35-39歳、40-44歳、45-49歳、50-54歳、55-59歳、60-64歳、65-69歳、70-74歳、75-79歳、80歳以上)を使用した。

また、世帯の規模を調整するため、所得や税・保険料等の各水準は等価世帯ベース(各水準を世帯人数の平方根で除したもの)を使用する。

IV. 税・社会保険料の自動安定化効果

IV-1. 所得安定化係数の計算方法

自動安定化の効果を計測するにあたっては Auerbach and Feenberg (2000) や Dolls et al. (2012, 2022) の方法を採用する。所得の概念には、①当初に稼得する「当初所得」、②当初所得に社会保障給付(現金給付)を加えた「総所得」、③総所得から税・保険料を除いた「可処分所得」がある。所得安定化係数は当初所得から可処分所得にかけて所得変動がどの程度縮小したかを表す。ここでは、特に税と社会保険料が当初所得の変動をどの程度抑えるかについて計測する。 j 年のデータを d_j 、 k 年の制度を p_k と表記する。計測上は世帯ごとに当初所得、可処分所得、税・保険料額を求めることができ、それぞれを Y_j^M 、 Y_{jk}^D 、 B_{jk} と表記する。(ここではこれらの変数において世帯 i の表記は省略する。)このとき、所得安定化係数 A_{jk} は以下の(2)式で与えられる。

$$A_{jk} = 1 - \frac{\sum_i \Delta Y_{jk}^D(d_j, p_k)}{\sum_i \Delta Y_j^M(d_j)} = \frac{\sum_i \Delta B_{jk}(d_j, p_k)}{\sum_i \Delta Y_j^M(d_j)} \quad (2)$$

分母 $\sum_i \Delta Y_j^M(d_j)$ は当初所得の変化分を分析対象世帯で合算したもの、分子 $\sum_i \Delta Y_{jk}^D(d_j, p_k)$ は可処分所得の変化分を分析対象世帯で合算したものを表し、双方の割合は通常1未満の値を取る。この1を下回る部分が税・社会保険料の寄与にあたる。したがって、所得安定

化係数は税・社会保険料の変化分と当初所得の変化分の比で表される。また、(2) 式の分子において税・社会保険料 B_{jk} を税（所得税+住民税） T_{jk} 、社会保険料 S_{jk} に分けることで、(3) 式のように所得安定化係数を税と社会保険料の寄与に分解することができる。

$$A_{jk} = \frac{\sum_i \Delta T_{jk}(d_j, p_k)}{\sum_i \Delta Y_j^M(d_j)} + \frac{\sum_i \Delta S_{jk}(d_j, p_k)}{\sum_i \Delta Y_j^M(d_j)} = A_{jk}^T + A_{jk}^S \quad (3)$$

ここでは税の寄与分を A_{jk}^T 、社会保険料の寄与分を A_{jk}^S と表記する。

所得安定化係数の計測では仮想的な所得ショックを扱うとともに、マイクロシミュレーションを活用して、その所得ショックに伴う税・社会保険料額の変化を計算する。ここでは Dolls et al. (2012, 2022) と同様、全世帯員で所得の 5%に相当する額を減少させた場合に税・社会保険料額がどの程度減少するかを計測した上で、税・社会保険料額の変化分を所得の変化分で除することで所得安定化係数を求めた。まず、ショックが生じる前については、日本の所得税・住民税における現行制度に合わせながら、所得に公的年金給付等を含めて税・社会保険料額を計算した。他方、ショックが生じた際の変動する所得として公的年金給付等の現金給付を含めることは適切ではないため、ここでは当初所得のみを変化させる。具体的には『全国家計構造調査』における所得内訳のうち「公的年金・恩給」「社会保障給付金」（2014 年調査以前は「その他の年間収入」）は固定した上で、他の所得項目について 5%相当額を減少させ、そのときの税・社会保険料額を計算する¹⁷。最後に、ショック前・後における所得や税・社会保険料額の差を世帯ごとに求めて所得安定化係数を計算した¹⁸。

IV-2. 計測結果

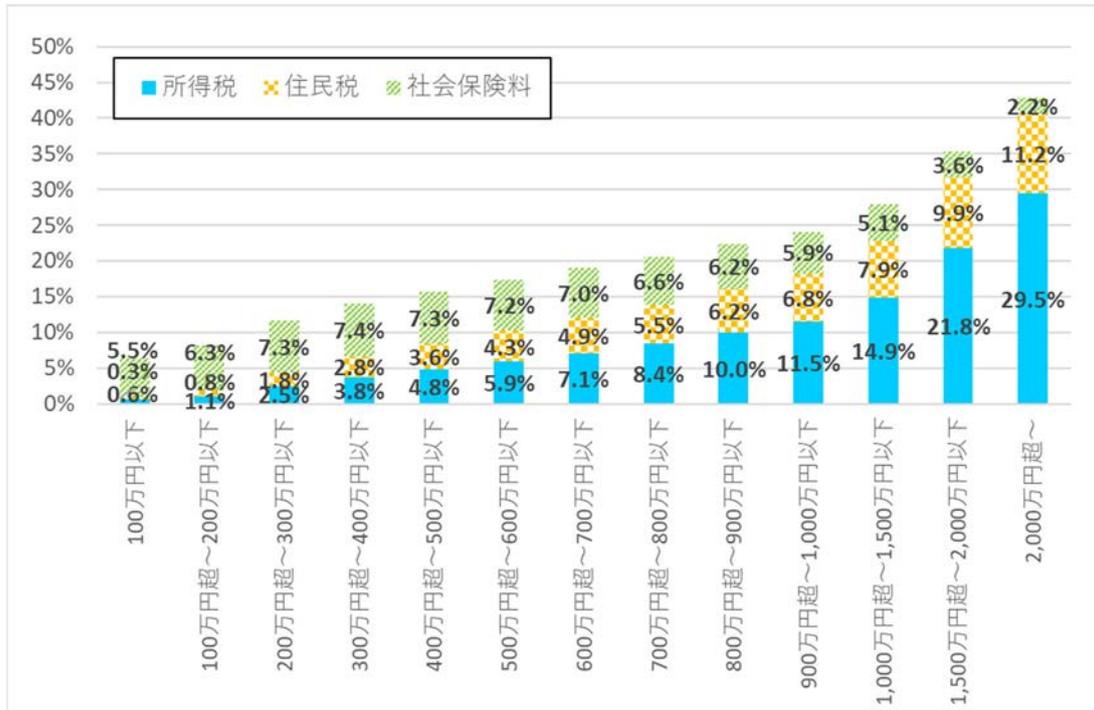
はじめに、日本における個人所得課税の負担構造を確認する。図 1 は所得階層別の平均税率を表している。パネル (a) は 1989 年の負担構造を示しているが、所得階層が高まるほど平均税率は高くなり、税（所得税・住民税）と社会保険料を合わせた個人所得課税は累進的な負担構造となっている。パネル (b) は 2019 年の負担構造を示しており、現在も日本の個人所得課税は累進的な負担構造となっている。ただし、1989 年と比較すると、各所得階層で税の負担率は低下する一方、社会保険料の負担率は上昇していることが分かる。

¹⁷ ここでは現金給付を除き、全ての所得項目が同程度に変動することを仮定している。他方、所得ショックが生じる際、所得項目の間で変動の程度が異なる方が現実的かもしれない。例えば、給与所得と事業所得の間や、給与所得の中でも給与と賞与の間で変動の程度は異なるかもしれない。今後、こうした点を反映する上では、所得項目ごとの変動に関する実態把握が求められる。

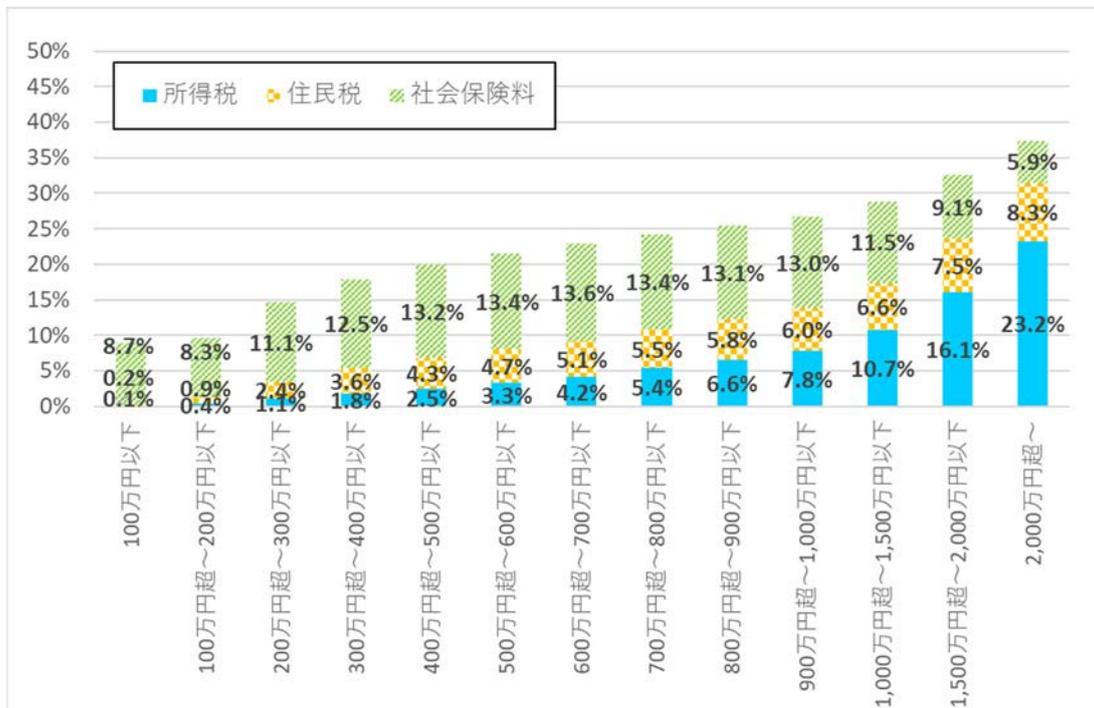
¹⁸ 所得安定化係数の頑健性を確認するため、当初所得の 5%相当額を減少させるケースの他、3%減少や 10%減少させるケースも実施したところ、定性的な結果に違いはなかった。また、当初所得を減少させるケースの他、増加させるケースも実施したところ、こちらも定性的な結果に違いはなかった。

図1 個人所得課税の負担構造

(a) 1989年



(b) 2019年

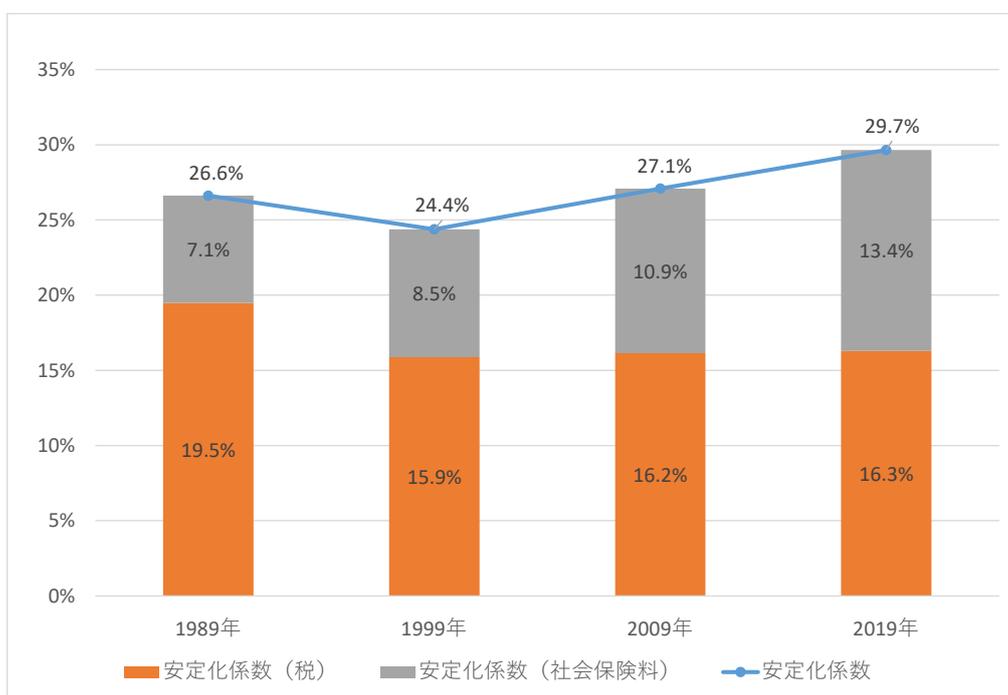


(注) 所得階層は総所得（等価世帯ベース）で区分されている。

(出所) 全国家計構造調査/全国消費実態調査より筆者作成

次に、所得安定化係数の水準と経年変化について確認する。図2は1989年から2019年にかけて、5年ごとに所得安定化係数がどのように変化してきたのかを示している。1989年から1999年にかけて所得安定化係数は低下しており、このことは税の係数が低下していることが主な理由である。その後の所得安定化係数は上昇しているが、こうした背景には主に社会保険料の係数が上昇していることが挙げられる。社会保険料の係数は30年間一貫して上昇し続けているため、所得安定化係数の大きさは1989年と比較して2019年の方が高くなっている¹⁹。

図2 所得安定化係数の経年変化



(出所) 全国家計構造調査/全国消費実態調査より筆者作成

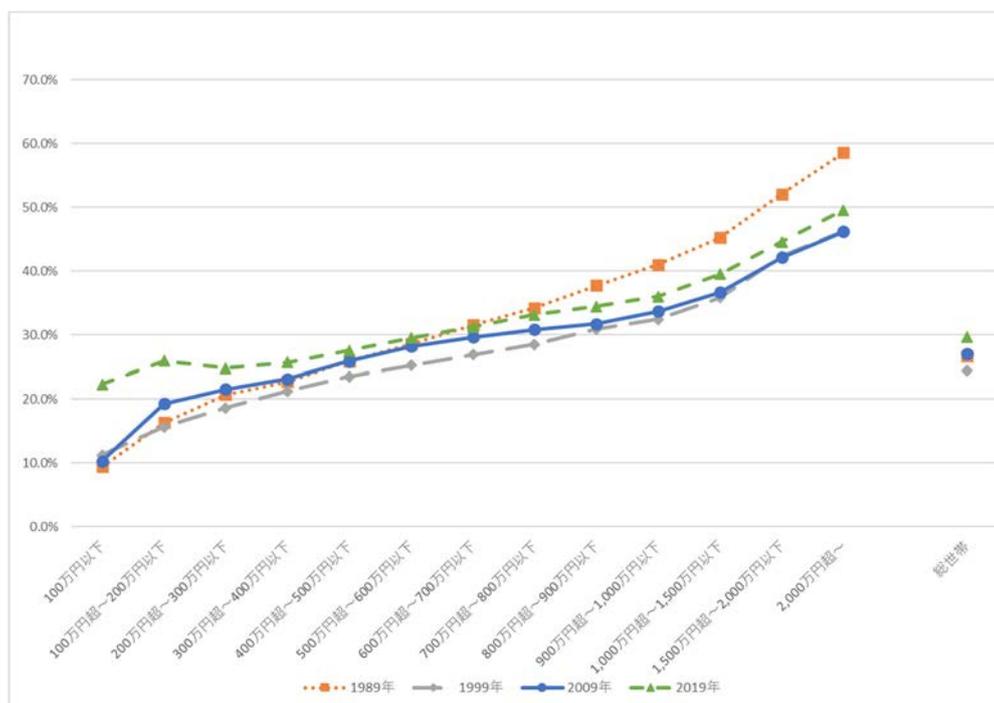
自動安定化効果の特徴を捉えるため、所得階層別の所得安定化係数についても確認する。図3のパネル(a)は1989年から2019年の10年ごとに所得階層別で見た所得安定化係数を示している。所得階層別に所得安定化係数を捉えるとき、いずれの年も所得階層が高まるほど係数が大きくなり、こうした結果は図1で見たように個人所得課税の累進的な負担構造を反映している。特に1989年は高所得層の係数が高く、所得階層間で係数の違いが大きい。しかし、1989年から2019年までの30年間の変化を捉えると、高所得層の係数は低下する一方、低所得層の係数は上昇しており、所得階層間で係数の違いが小さくなっている。1989

¹⁹ 5年おきに所得安定化係数も計測したところ、1989年は26.6%、1994年は25.3%、1999年は24.4%、2004年は25.0%、2009年は27.1%、2014年は29.1%、2019年は29.7%であり、これらの結果は10年おきで捉えた動向とほぼ同じである。

年から 1999 年にかけてはいずれの所得階層でも係数が低下しており、特に高所得層ほど低下幅が大きい。これに対して、1999 年から 2019 年にかけてはいずれの所得階層でも係数が上昇しており、低所得層ほど上昇幅が大きい。

こうした結果を理解する上で、税および社会保険料の寄与を確認する。図 3 のパネル (b) は税のみの所得安定化係数を表している。1989 年は高所得層の係数が高く、所得階層間で係数の違いが大きい。その後、いずれの所得階層でも係数が低下し、特に高所得層ほど低下幅が大きい。また 1999 年から 2019 年にかけてはほとんど変化がない。また、総世帯で計測した係数も低下している。所得安定化係数は税の部分では全体的に低下しており、特に高所得層ほど大きく低下していることが分かる。図 3 のパネル (c) は社会保険料のみの所得安定化係数を表している。いずれの年も、所得階層が高まるほど係数が小さくなる。ただし、経年的な変化を捉えると、ほとんどの所得階層で係数が上昇しており、特に低所得層ほど上昇幅が大きい²⁰。こうした結果は図 1 で見たように社会保険料の負担が増加していることも反映している。

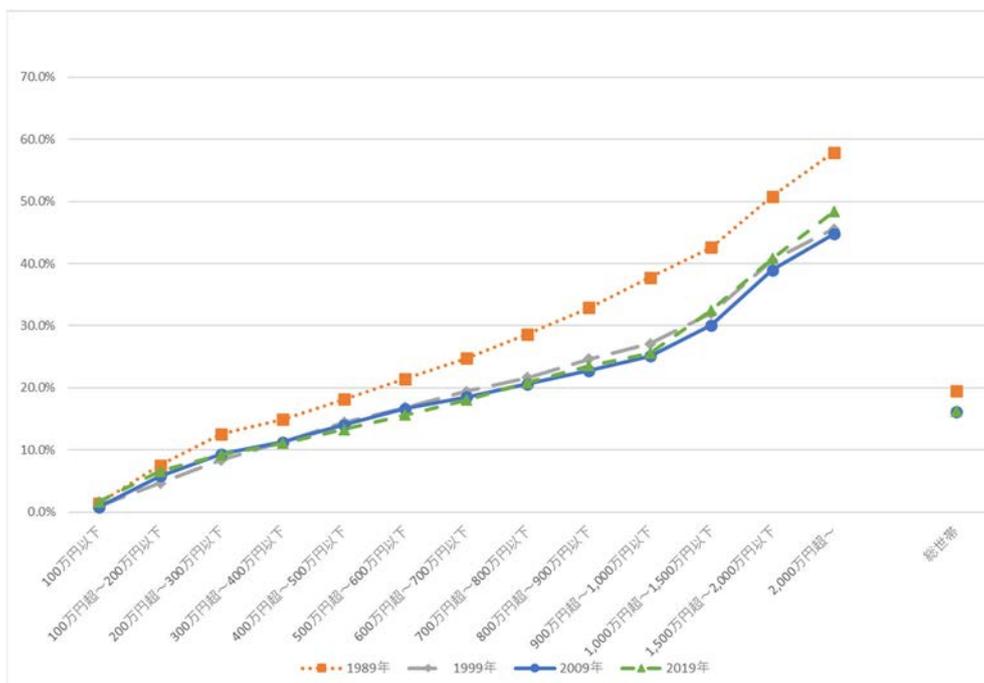
図 3 所得階層別で見た所得安定化係数
(a) 所得安定化係数：税・社会保険料の合計



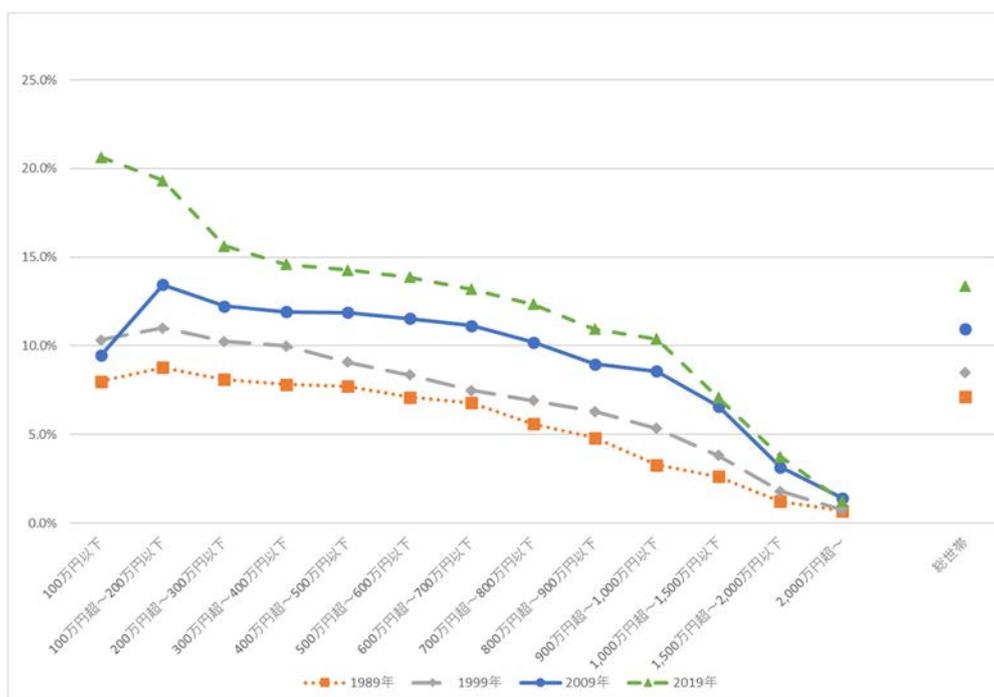
(出所) 全国家計構造調査/全国消費実態調査より筆者作成

²⁰ 社会保険料に係る所得安定化係数が低所得層において大きくなる背景には、所得減少に伴い社会保険料の減免措置が適用されることも影響している。

(b) 所得安定化係数：税のみ



(c) 所得安定化係数：社会保険料のみ



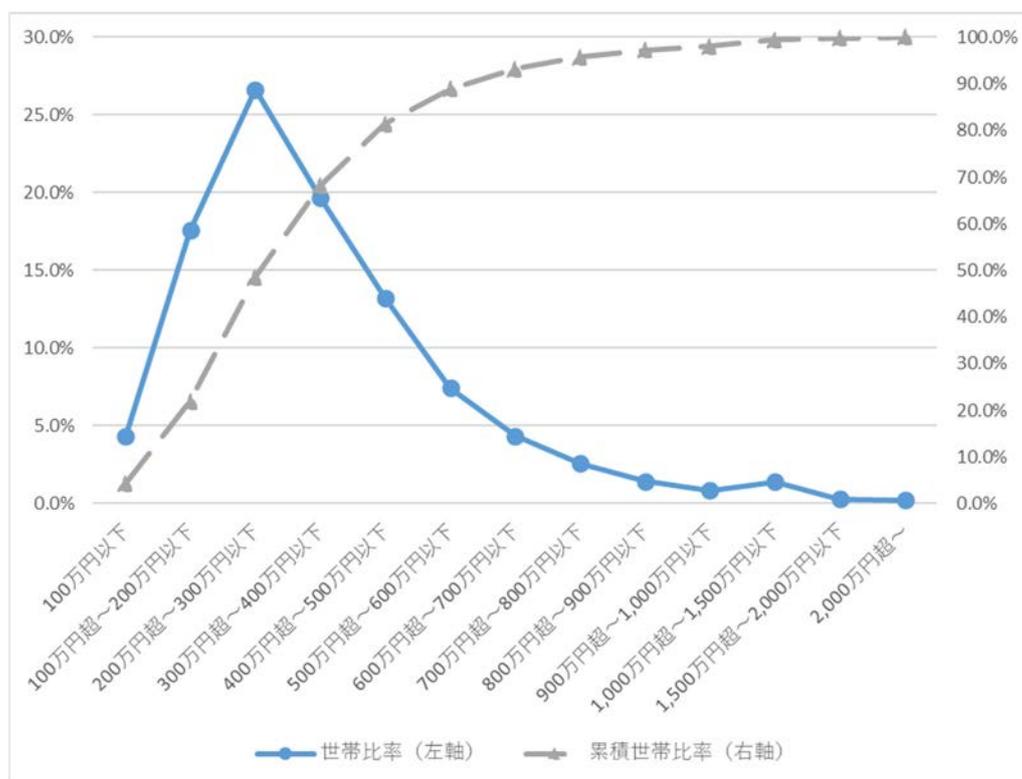
(注) 所得階層は総所得（等価世帯ベース）で区分されている。

(出所) 全国家計構造調査/全国消費実態調査より筆者作成

ここで自動安定化効果の実態把握を深めるため、追加的に 2 つのことを確認する。第 1 に、本稿ではこれまでのところ所得階層として所得水準別を使用しているが、そこでは各所得階層にどれくらいの世帯がいるかは明示されないため、所得分布を別途、確認する。図 4 は 2019 年時点の所得分布を示しており、所得階層は総所得の等価世帯ベースで区分されている。特に累積相対度数を確認すると、90%以上の世帯は 700 万円以下の所得階層に含まれることが分かる。第 2 に、所得税の適用税率に関する実態を確認する。図 1 で見たように個人所得課税は累進的な負担構造になっているが、それは主に（社会保険料よりも）税の負担構造によるところからもたらされている。また、税の累進的な負担構造は（住民税よりも）所得税でより強く表れ、その一つの理由としては超過累進税率を採用しているからである。具体的には、日本の所得税制（2019 年）では 7 段階（5、10、20、23、33、40、45%）の適用税率を採用している。そこで、適用税率の実態を近似的に捉えるため、世帯ごとに最高所得者が直面している適用税率を特定して集計する。図 5 は、所得階層別で見た所得税の適用税率の分布（2019 年）を示しているが、低所得層ほど低税率に直面しており、高所得層ほど高税率に直面している。ただし、図 4 で見たように 90%以上の世帯は 700 万円以下の所得階層に含まれるため、ほとんどの者は 20%以下の税率に直面していることが分かる。また、これらの結果は 1989 年においても同様であり、日本の税制における構造的な特徴である。こうした背景には所得控除が手厚いために課税ベースの浸食が大きいことが挙げられ（田近・八塩 2010; Nakamoto 2014）、税制上は高い適用税率が設定されているものの、実態としてはほとんど利用されていない。税制の自動安定化装置は所得増加の局面で適用税率が上昇し、反対に所得減少の局面で適用税率が低下する等、超過累進税率の下で異なる税率が適用されることで、より大きな効果が発揮される。しかし、日本の現行税制は手厚い所得控除により、納税者の所得変動に対して異なる税率が適用される場面が限定的であると言え、実態として自動安定化効果を発揮しにくい状態にある²¹。

²¹ 所得が変動することで異なる税率が適用される場面がどれくらいあるかについて、計測上は所得変動をどれくらい大ききで扱うかによっても影響される。本稿では所得の 5%に相当する額を減少させるケースを扱っているが、この場合に適用税率のブラケットをまたぐ世帯の割合は 12.8%であった。

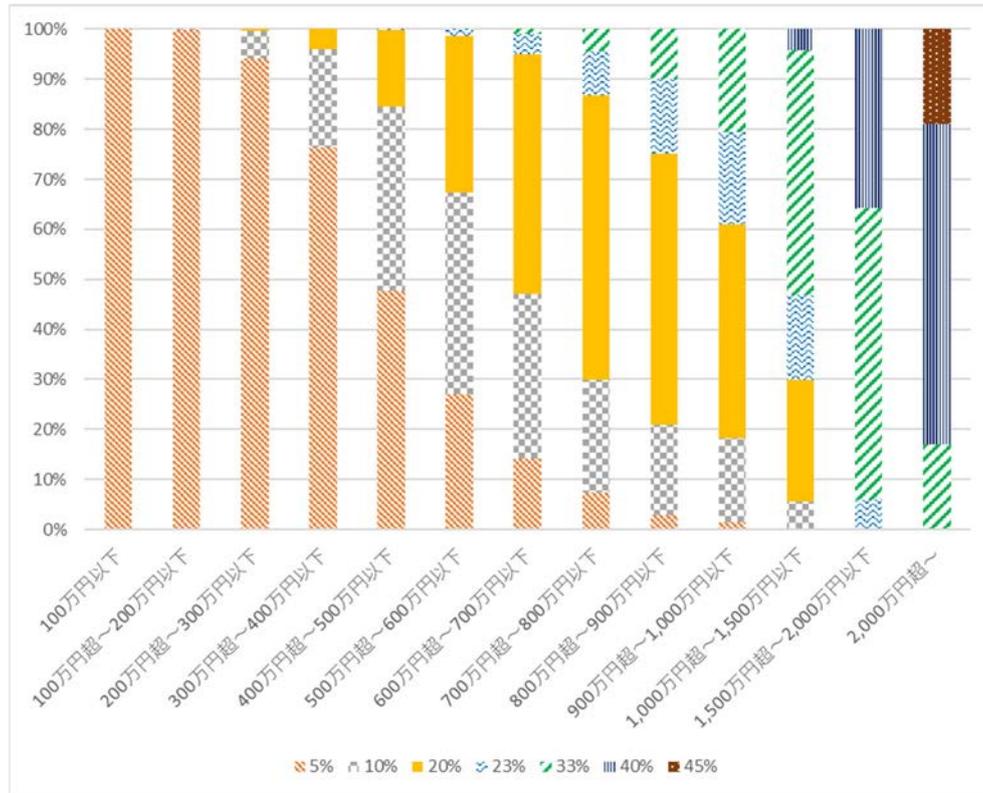
図4 所得分布（2019年）



(注) 所得階層は総所得（等価世帯ベース）で区分されている。

(出所) 全国家計構造調査/全国消費実態調査より筆者作成

図5 所得階層別で見た所得税の適用税率の分布（2019年）



(注) 所得階層は総所得（等価世帯ベース）で区分されている。

(出所) 全国家計構造調査/全国消費実態調査より筆者作成

V. 所得安定化係数の時点間比較の要因分解

所得安定化係数の時点間比較には制度の変更に伴う制度変更要因と、所得分布や人口構成等の変化に伴う非制度変更要因の影響も含まれる。そこで **Bargain and Callan**（2010）や **Bargain**（2012）の手法に従い、所得安定化係数の変化を制度変更要因と非制度変更要因に分解する。制度変更要因の抽出にあたっては、使用するデータの年を固定した上で、適用する制度の年のみを変更させて、所得安定化係数の変化を計測する。一方、非制度変更要因は適用する制度の年を固定した上で、使用するデータの年のみを変化させて、所得安定化係数の変化を計測する。

いま、 j 年のデータに k 年の制度を適用した場合における所得安定化係数を A_{jk} とする。2 時点間の比較を行うとき、基準年を 0、比較年を 1 と表記すれば、所得安定化係数の変化は (4) 式のように表すことができる。

$$\Delta A = A_{11} - A_{00} \quad (4)$$

所得安定化係数の変化を制度変更要因と非制度変更要因に分解するとき、(5) 式のような 3 つの場合が挙げられる。

$$\Delta A = (A_{11} - A_{10}) + (A_{01} - A_{00}) \quad (5.1)$$

$$\Delta A = (A_{11} - A_{10}) + (A_{01} - A_{00}) \quad (5.2)$$

$$\Delta A = \frac{1}{2}\{(A_{11} - A_{10}) + (A_{01} - A_{00})\} + \frac{1}{2}\{(A_{10} - A_{00}) + (A_{11} - A_{01})\} \quad (5.3)$$

いずれの場合も右辺第1項は制度変更要因を表している。(5.1)式ではデータを比較年(1)に固定し、(5.2)式ではデータを基準年(0)に固定した上で、制度の年のみを変更させて所得安定化係数の変化を求める。(5.3)式はこれら2つのケースについて単純平均をとったものとなっている。また、右辺第2項は非制度変更要因を表している。(5.1)式では制度を基準年(0)に固定し、(5.2)式では制度を比較年(1)に固定した上で、データの年のみを変更させて所得安定化係数の変化を求める。(5.3)式はこれら2つのケースについて単純平均をとったものとなっている。本稿では(5.3)式に基づいて要因分解を計測する。

まず基準年を1989年、比較年を2019年として計測を行う。表2は所得安定化係数の変化に関する要因分解を表している。表2(a)から分かるように、この30年間で税・社会保険料の係数は3.0%p上昇しているが、こうした背景には税によって係数が3.2%p低下し、一方で社会保険料によって係数が6.2%p上昇したことが挙げられる。こうした税による係数の低下については制度変更要因によって4.0%p低下し、また社会保険料による係数の上昇についても制度変更要因によって5.6%p上昇している。このように税および社会保険料の係数はいずれも主に制度変更によるものであることが分かる。

次に1989年から2019年にかけて、10年毎に比較して計測を行う。表2(b)から分かるように、この30年間の中でも、1989年から1999年の10年間では、税によって係数が3.6%p低下し、社会保険料によって1.4%p上昇しているのに対し、1999年から2009年、2009年から2019年にかけては社会保険料によってそれぞれ係数が2.4%pずつ上昇している。そして、こうした係数の変化はいずれも主に制度変更によるものであることが分かる。

表2 所得安定化係数の時点間変化の要因分解

(a) 1989年から2019年：30年間

	所得安定化係数 変化分	要因分解	
		制度変更要因	非制度変更要因
1989→2019			
税・保険料	3.0%	1.7%	1.3%
税のみ	-3.2%	-4.0%	0.8%
保険料のみ	6.2%	5.6%	0.6%

(b) 1989年から2019年：10年毎

	所得安定化係数 変化分	要因分解	
		制度変更要因	非制度変更要因
1989→1999			
税・保険料	-2.2%	-2.9%	0.7%
税のみ	-3.6%	-4.3%	0.7%
保険料のみ	1.4%	1.4%	0.0%
1999→2009			
税・保険料	2.7%	2.5%	0.2%
税のみ	0.3%	-0.2%	0.4%
保険料のみ	2.4%	2.6%	-0.2%
2009→2019			
税・保険料	2.6%	2.9%	-0.3%
税のみ	0.1%	0.6%	-0.5%
保険料のみ	2.4%	2.3%	0.2%

(出所) 全国家計構造調査/全国消費実態調査より筆者作成

VI. 控除が税の所得安定化係数に与える影響

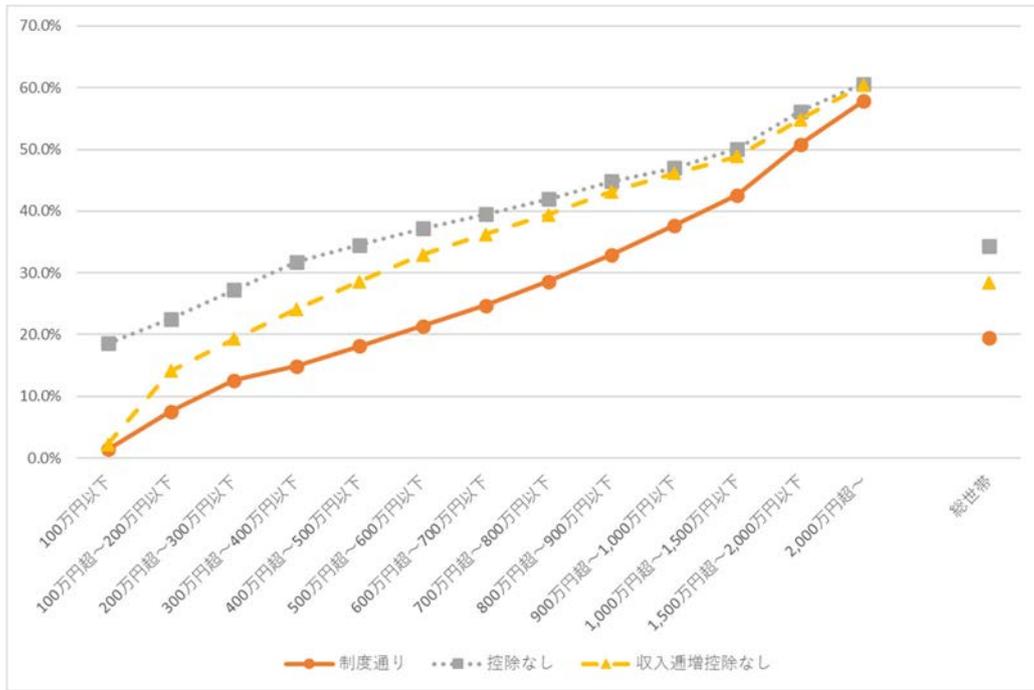
個人所得課税の自動安定化効果の大きさは基本的には課税の累進的な負担構造に依存するが、税制における累進的な負担構造をもたらす制度的要因としては税率構造とともに所得控除も挙げられる。控除が負担構造に与える影響については租税支出の研究で扱われ、例えば租税支出による負担軽減の大きさについて考察されてきた。こうした中、日本においても所得税・住民税を対象に、控除による負担軽減の大きさを計測する取り組みも進められてきた。そして、日本では控除制度が大きな負担軽減効果を持っており、特に給与所得控除や社会保険料控除等のように収入に応じて適用控除額が増加する収入逓増的な控除の影響が大きく、こうした特徴から控除制度が所得税・住民税の累進的な負担構造を弱めてきたことが指摘されている（大野他 2023）。こうした結果を踏まえ、本稿では控除が税（所得税・住民税）の所得安定化係数に与える影響を考察する。

控除が税の所得安定化係数に与える影響を計測するにあたっては Burman et al. (2017) の手法を応用する。まず、実際の税制を反映した税額計算プロセスを当てはめて、控除を適用した場合の税額を推計し、この場合における所得安定化係数 a を求める。次に、控除を適用しない場合の仮想的な税額を推計し、この場合における所得安定化係数 b を求める。最後に、係数 a と係数 b の差を控除の影響として扱う。本稿における控除の対象は基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、老年者控除、給与所得控除、公的年金等控除、定率減税、調整控除とする。また、控除の影響については収入逓増的な控除の影響についても考察する。この場合は、給与所得控除のうち収入に伴い適用控除額が増加する部分、公的年金等控除のうち収入に伴い適用控除額が増加する部分、社会保険料控除の 3 つを適用しない場合の税額を推計し、この場合における所得安定化係数 c を求める。その後、係数 a と係数 c の差を収入逓増部分の影響として扱う。

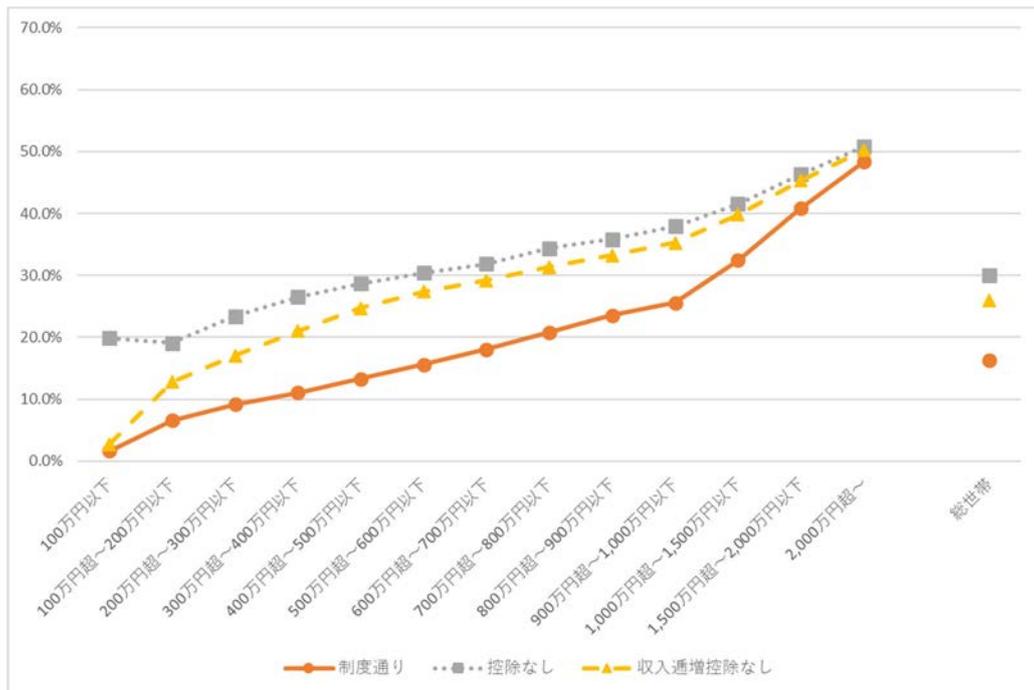
図 6 は所得階層別で見た税のみの所得安定化係数を示している。パネル (a) は 1989 年の結果を表す。実際の制度通りに控除を適用した場合（オレンジ線）と仮想的に控除を適用しない場合（グレー線）の差が控除による影響を示し、基本的には控除によって所得安定化係数が低下し、控除の影響は幅広い所得階層で確認される。また、実際の制度通りに控除を適用した場合（オレンジ線）と仮想的に収入逓増的な控除を適用しない場合（黄色線）の差が収入逓増部分による影響を示す。控除の影響はその大部分が収入逓増部分によるものであり、所得階層が高まるほどその傾向が強くなる。パネル (b) は 2019 年の結果を表す。1989 年と同様に、控除により所得安定化係数が低下することが確認されるが、1989 年と比較すると控除の影響は拡大している。また、控除の影響はその大部分が収入逓増部分によるものである。これらの結果から、控除の影響は幅広い所得階層で確認され、したがって比較的所得が高い層にも控除による負担軽減の恩恵が及び、結果として安定化係数の低下をもたらしている。こうした特徴は収入逓増的な控除による影響が大きく、税制の自動安定化機能を向上させるにあたっては控除制度のあり方を検討することも重要である点を示唆している。

図6 所得階層別で見た税の所得安定化係数：控除の影響

(a) 1989年



(b) 2019年



(注) 所得階層は総所得（等価世帯ベース）で区分されている。

(出所) 全国家計構造調査/全国消費実態調査より筆者作成

VII. 結論

近年、コロナ禍をはじめ、家計が断続的に所得変動に直面する中、税制・社会保障制度による所得安定化機能がますます期待されている。本稿では Auerbach and Feenberg (2000) や Dolls et al. (2012, 2022) と同様に、マイクロシミュレーションと仮想的な所得変動の状況を扱う手法を採用し、(税と社会保険料を含む) 個人所得課税の自動安定化効果について計測を行った。

第 1 に、税・社会保険料の所得安定化係数は 1990 年代に低下、2000 年代に上昇傾向にあるが、現行制度では当初所得の変化を約 30% 抑制する機能を持つ。所得安定化係数の内訳としては、税で低下、社会保険料で上昇する形となっている。所得階層別で見ると、税の所得安定化係数はほとんどの所得階層で低下傾向にあり、高所得層ほど低下幅が大きい。これに対して、社会保険料の所得安定化係数はほとんどの所得階層で上昇傾向にあり、低所得層ほど上昇幅が大きい。これらの変化から税・社会保険料の所得安定化係数は高所得層で低下する一方、低所得層で上昇しており、所得階層間で係数の違いが小さくなっている。こうした結果は税や社会保険料の負担に関する変化からも影響を受けている。

第 2 に、所得安定化係数の経年変化について要因分解するとき、所得安定化係数がこの 30 年間で上昇する中、その主な要因は制度改正によるものであった。具体的には、制度改正による税制の制度変更により低下し、社会保険料の制度変更により上昇したが、税と社会保険料はいずれも所得分布や人口構成等の変化に伴う非制度変更要因の影響は相対的に小さいものであった。個人所得課税の自動安定化効果を高めるにあたっては制度のあり方を検討することが基本であり、かつ重要である。

第 3 に、日本の税制は控除によって所得安定化係数を低下させており、またこうした結果は特に収入逡増的な控除によって比較的所得が高い層にも影響が及んでいる。個人所得課税の自動安定化効果の大きさは基本的にはその累進的な負担構造に依存するが、日本の控除制度はその負担軽減効果が高所得層にも及ぶため、累進的な負担構造を弱めることに寄与している。こうした特徴が自動安定化効果を弱めることにもつながっている。

個人所得課税における自動安定化の機能は本来、累進的な負担構造からもたらされるはずのものであるが、近年における所得安定化係数の上昇は社会保険料の負担増によるものとも言える。他方、日本の税制はこれまで控除によって累進性を弱めることに寄与してきた。家計が所得変動に直面する場面が増える中、個人所得課税の自動安定化機能を高めていく上では控除制度を見直すことで税の累進性を高めていくことも一つの選択肢である。また、併せて社会保険料のあり方について検討を行うことも重要である。

参考文献

- 石橋英宣（2010）「所得課税における税収弾性値についての一考察」、井堀利宏（編）『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策 5：財政政策と社会保障』（pp. 373-400）慶応義塾大学出版会。
- 上田淳二・杉浦達也・古財篤（2010）「所得税の税収変動要因と税収調達能力の分析」KIER Discussion Paper Series, No.1003, 京都大学経済研究所。
- 大野太郎・今堀友嗣・小嶋大造（2022）「所得税・住民税における収入逓増的控除の負担軽減効果および再分配効果」PRI Discussion Paper Series, No.22A-03, 財務省財務総合政策研究所。
- 大野太郎・今堀友嗣・小嶋大造（2023）「個人所得課税の累進構造の変化：収入逓増的な控除が限界税率に与える影響」PRI Discussion Paper Series, No.23A-05, 財務省財務総合政策研究所。
- 金田陸幸（2014）「所得課税における控除の実態：マイクロシミュレーションによる分析」『租税資料館賞受賞論文集』第 22 回中巻, pp. 181-223。
- 川出真清（2022）「2010 年代の日本における家計の所得変動と政府の所得調節」『経済分析』205, pp. 2-22。
- 北浦修敏・長嶋拓人（2007）「税収動向と税収弾性値に関する分析」KIER Discussion Paper Series, No.0606, 京都大学経済研究所。
- 郡司大志・平賀一希・宮崎憲治（2019）「日本における税収弾性値の推計」『日本経済研究』77, pp. 89-108。
- 多田隼士・大野太郎・宇南山卓（2016）「マイクロ・データを用いた社会保険料の推計とその妥当性の検証」PRI Discussion Paper Series, No.16A-02, 財務省財務総合政策研究所。
- 田近栄治・八塩裕之（2006a）「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」、貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所（編）『経済格差の研究：日本の分配構造を読み解く』第 7 章、中央経済社。
- 田近栄治・八塩裕之（2006b）「税制を通じた所得再分配：所得控除にかわる税額控除の活用」、小塩隆士・田近栄治・府川哲夫（編）『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』第 4 章、東京大学出版会。
- 田近栄治・八塩裕之（2010）「税収の確保と格差の是正：給付付き税額控除制度の導入」、土居丈朗（編）『日本の税をどう見直すか』第 2 章、日本経済新聞出版社。
- 西崎健司・中川裕希子（2000）「わが国における構造的財政収支の推計について」Working Paper Series 00-16, 日本銀行。
- 羽方康恵（2011）「経済安定化機能の観点からまとめた租税制度のサーベイ」『東京学芸大学紀要：人文社会科学系Ⅱ』62, pp. 189-203。
- 藤岡祐治（2023）「租税の機能としての景気調整機能」『フィナンシャル・レビュー』152, pp.

99-122。

- 松本龍太郎・大野太郎・小嶋大造（2020）「家計の利子配当所得と税負担の実態」『会計検査研究』 61, pp. 13-33。
- 増井良啓（2014）『租税法入門』有斐閣。
- 吉野直行・羽方康恵（2007）「税の所得弾力性の変化とそのマクロ経済への影響に関する実証分析」『財政研究』 3, pp. 184-205。
- Albarea, A., M. Bernasconi, C. D. Novi, A. Marenzi, D. Rizzi and F. Zantomio（2015）“Accounting for Tax Evasion Profiles and Tax Expenditures in Microsimulation Modelling: the BETAMOD Model for Personal Income Taxes in Italy”, *International Journal of Microsimulation*, 8（3）, pp. 99-136.
- Altshuler, R. and R. Dietz（2011）“Reconsidering Tax Expenditure Estimation”, *National Tax Journal*, 64（2）, pp. 459-490.
- Auerbach, A. J. and D. Feenberg（2000）“The Significance of Federal Taxes as Automatic Stabilizers”, *Journal of Economic Perspectives*, 14（3）, pp. 37-56.
- Avram, S., M. Brewer, P. Fisher and L. Fumagalli（2022）“Household Earnings and Income Volatility in the UK, 2009-2017”, *Journal of Economic Inequality*, 20, pp. 345-369.
- Avram, S.（2018）“Who Benefits from the ‘Hidden Welfare State’? The Distributional Effects of Personal Income Tax Expenditure in Six Countries”, *Journal of European Social Policy*, 28（3）, pp. 271-293.
- Bargain, O.（2012）“The Distributional Effects of Tax-benefit Policies under New Labour: A Decomposition Approach”, *Oxford Bulletin of Economics and Statistics*, 74（6）, pp. 856-874.
- Bargain, O.（2014）“Decomposing Changes in Income Distribution”, in C. O’Donoghue（ed.）, *Handbook of Microsimulation Modelling*. Emerald Group Publishing Limited, pp. 289-307.
- Bargain, O. and T. Callan（2010）“Analysing the Effects of Tax-benefit Reforms on Income Distribution: A Decomposition Approach”, *Journal of Economic Inequality*, 8（1）, pp. 1-21.
- Barrios, S., F. C. Moscarola and F. Figari（2020）“Size and Distributional Pattern of Pension-Related Tax Expenditures in European Countries”, *International Tax and Public Finance*, 27, pp. 1287-1320.
- Blanchard, O. J. and R. Perotti（2002）“An Empirical Characterization of the Dynamic Effects of Changes in Government Spending and Taxes on Output”, *Quarterly Journal of Economics*, 117（4）, pp. 1329-1368.
- Burman, L., C. Geissler and E. J. Toder（2008）“How Big Are Total Individual Tax Expenditures, and Who Benefits from Them?”, *American Economic Review: Papers & Proceedings*, 98（2）, pp. 79-83.

- Burman, L., E. Toder, D. Berger and J. Rohaly (2017) “Economic and Distributional Effects of Tax Expenditure Limits”, in A. Auerbach and K. Smetters (eds) , *The Economics of Tax Policy*. Oxford University Press, pp. 152-174.
- Dolls, M., C. Fuest and A. Peichl (2012) “Automatic Stabilizers and Economic Crisis: US vs. Europe”, *Journal of Public Economics*, 96 (3) , pp. 279-294.
- Dolls, M., C. Fuest, A. Peichl and C. Wittneben (2022) “Fiscal Consolidation and Automatic Stabilization: New Results”, *IMF Economic Review*, 70, pp. 420-450.
- Fatas, A. and I. Mihov (2001) “Government Size and Automatic Stabilizers: International and Intranational Evidence”, *Journal of International Economics*, 55, pp. 3-28.
- Karras, G. and M. C. Y. Yang (2022) “Fiscal Policy in the 21st Century: Evidence on Automatic Stabilizers in the European Union”, *Journal of Government and Economics*, 6, 100038.
- Musgrave, R. A. (1959) *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*. New York: McGraw Hill.
- Nakamoto, A. (2014) “Japan’s Income Tax Base: Comparison with Other Countries and Estimation of Tax Reform”, *Public Policy Review*, 10 (3) , pp. 397-413.
- OECD (2010) *Tax Expenditures in OECD Countries*. Paris: OECD.
- Ohno, T., M. Nakazawa, K. Kikuta and M. Yamamoto (2015) “Comparison of Taxes and Social Insurance Premium Burdens in Household Accounts”, *Public Policy Review*, 11 (4) , pp. 547-571.
- Ohno, T., J. Sakamaki, D. Kojima and T. Imahori (2021) “Effects of Deductions on the Tax Burden Reduction and the Redistribution of the Income and Resident Taxes”, *Japan and the World Economy*, 60, 101104, Erratum (2022) , 61, 101113.
- Poterba, J. M. (2011) “Introduction: Economic Analysis of Tax Expenditure”, *National Tax Journal*, 64 (2) , pp. 451-458.
- Sano, S., S. Tada and M. Yamamoto (2015) “Method of Household Surveys and Characteristics of Surveyed Households: Comparison regarding Household Composition, Annual Income and Educational Attainment”, *Public Policy Review*, 11 (4) , pp. 505-529.
- Surrey, S. (1973) *Pathways to Tax Reform: The Concept of Tax Expenditures*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Tada, S. and K. Miyoshi (2015) “Verifying Household Incomes in Japanese Statistics”, *Public Policy Review*, 11 (4) , pp. 531-545.

補足 A. 所得税制・住民税制の変遷

表 A1 所得税制の変遷

		1989	1999
給与所得 控除	表1参照		表1参照
公的年金等 控除	表1参照		表1参照
基礎控除	350,000円		380,000円
配偶者控除	控除額		控除額
	一般：350,000円		一般：380,000円
	70歳以上：450,000円		70歳以上：480,000円
	控除対象者の所得要件 350,000円以下		控除対象者の所得要件 380,000円以下
配偶者 特別控除	控除額：350,000円		控除額：380,000円
	※配偶者収入に応じて控除額減少		※配偶者収入に応じて控除額減少
	※控除対象配偶者の上乗せ適用あり		※控除対象配偶者の上乗せ適用あり
扶養控除	控除額		控除額
	一般：350,000円		一般：380,000円
	16歳以上23歳未満：450,000円		16歳未満：480,000円
	70歳以上：450,000円		16歳以上23歳未満：630,000円
	うち同居老親：550,000円		70歳以上：480,000円
	控除対象者の所得要件 350,000円以下		うち同居老親：580,000円
			控除対象者の所得要件 380,000円以下
社会保険料 控除	表1参照		表1参照
高齢者控除	控除額：500,000円 ※所得要件：所得1,000万円以下		控除額：500,000円 ※所得要件：所得1,000万円以下
税率	表1参照		表1参照
定率減税等	なし		定率減税20% 最高控除額：250,000円
利子配当課税	利子課税：分離課税 ※老人等の少額貯蓄非課税制度等あり		利子課税：分離課税 ※老人等の少額貯蓄非課税制度等あり
	配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり		配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり

表 A1 所得税制の変遷（続き）

	2009	2019
給与所得 控除	表1参照	表1参照
公的年金等 控除	表1参照	表1参照
基礎控除	380,000円	380,000円
配偶者控除	控除額 一般：380,000円 70歳以上：480,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下	控除額 一般：380,000円 70歳以上：480,000円 ※合計所得に応じて控除減少 控除対象者の所得要件 380,000円以下 納税者の所得要件 1,000万円以下
	配偶者 特別控除	控除額：380,000円 ※配偶者収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用なし
扶養控除	控除額 一般：380,000円 16歳以上23歳未満：630,000円 70歳以上：480,000円 うち同居老親：580,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下	控除額 一般（16歳以上）：380,000円 19歳以上23歳未満：630,000円 70歳以上：480,000円 うち同居老親：580,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下
	社会保険料 控除	表1参照
高齢者控除	廃止	なし
税率	表1参照	表1参照
定率減税等	廃止	なし
利子配当課税	利子課税：分離課税	利子課税：分離課税
	配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり

（出所）財務省財務総合政策研究所『財政金融統計月報』より筆者作成

表 A2 住民税制の変遷

	1989	1999
給与所得 控除	表1参照	表1参照
公的年金等 控除	表1参照	表1参照
基礎控除	280,000円	330,000円
配偶者控除	一般：280,000円 70歳以上：290,000円	一般：330,000円 70歳以上：380,000円
配偶者 特別控除	最高140,000円 ※配偶者収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用あり	最高330,000円 ※配偶者収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用あり
扶養控除	一般：280,000円 70歳以上：290,000円 うち、同居老親：330,000円	一般：330,000円 16歳以上23歳未満：430,000円 70歳以上：380,000円 うち、同居老親：450,000円
社会保険料 控除	表1参照	表1参照
老年者控除	480,000円	480,000円
税率	表1参照	表1参照
定率減税等	なし	定率減税15%（最高4万円）
利子配当課税	利子課税：分離課税 ※老人等の少額貯蓄非課税制度等あり 配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	利子課税：分離課税 ※老人等の少額貯蓄非課税制度等あり 配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり

表 A2 住民税制の変遷（続き）

	2009	2019
給与所得 控除	表1参照	表1参照
公的年金等 控除	表1参照	表1参照
基礎控除	330,000円	330,000円
配偶者控除	一般：330,000円 70歳以上：380,000円	一般：330,000円 70歳以上：380,000円 ※合計所得に応じて控除減少
配偶者 特別控除	最高330,000円 ※配偶者収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用なし	最高330,000円 ※配偶者収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用なし ※合計所得に応じて控除減少
扶養控除	一般：330,000円 16歳以上23歳未満：450,000円 70歳以上：380,000円 うち、同居老親：450,000円	一般（16歳以上）：330,000円 19歳以上23歳未満：450,000円 70歳以上：380,000円 うち、同居老親：450,000円
社会保険料 控除	表1参照	表1参照
老年者控除	廃止	なし
税率	表1参照	表1参照
定率減税等	廃止	なし
利子配当課税	利子課税：分離課税 配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	利子課税：分離課税 配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり

（出所）財務省財務総合政策研究所『財政金融統計月報』より筆者作成

補足 B. 収入・税・社会保険料の推計方法

この補論では3節で扱った収入、税、社会保険料それぞれの推計方法について説明する。

B.1 収入の推計

B.1.2 利子配当所得以外の収入の推計

収入データは『全国家計構造調査』の「年収・貯蓄等調査票」に記載された年間収入を使用する。収入の内訳は以下の11項目である。

- ・勤め先からの年間収入
- ・農林漁業収入
- ・農林漁業以外の事業収入
- ・内職等の年間収入
- ・家賃・地代の年間収入
- ・公的年金・恩給
- ・社会保障給付金
- ・企業年金受取金
- ・個人年金受取金
- ・利子・配当金
- ・その他の年間収入
- ・(親族等からの仕送り金) ※2014年調査まで

「年収・貯蓄等調査票」では、「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他の世帯員(65歳未満)」「同(65歳以上)」の年収を調査している。ただし、「その他の世帯員(65歳未満)」「同(65歳以上)」において複数の者がいる世帯では、それぞれの分類に該当する世帯員の収入の合計額しか把握できない。そのため、それらの世帯では以下のルールに従って「その他の世帯員(65歳未満)」「同(65歳以上)」の収入の按分を行った。

「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「社会保障給付金」「企業年金受取金」「個人年金受取金」については、世帯員の性別・年齢によって平均的な収入が異なると考えられる。そのため、まず個人の収入が把握できる世帯主と配偶者の収入から、性別(男性・女性)×年齢階層別(15～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳～)の平均収入を求める。その上で、「その他の世帯員(65歳未満)」「同(65歳以上)」において複数の者がいる場合は、合算されている収入を先の平均収入の比率に従って世帯員ごとに按分した。

「内職等の年間収入」「家賃・地代の年間収入」「親族等からの仕送り金」「その他の年間収入」については、「その他の世帯員(65歳未満)」「同(65歳以上)」に複数の者がいる場

合、世帯員数で頭割りして按分する。ただし、15歳未満の世帯員については按分の対象から除外している。

B.1.2 利子配当所得の推計

「年収・貯蓄等調査票」の利子・配当金については過小性が指摘されているため、ここでは「年収・貯蓄等調査票」の貯蓄情報を利用し、世帯の保有する金融資産残高に市場金利（年利）を乗じることによって推計する。なお、金融資産残高は世帯ベースでのみ把握可能なため、利子配当所得については世帯ベースで推計する。使用する貯蓄情報の内訳は以下のとおりである。

- ・ゆうちょ銀行等の通貨性貯金（以下、通常貯金）
- ・ゆうちょ銀行等の定期性貯金（以下、定期貯金）
- ・普通銀行等の通貨性預金（以下、普通預金）
- ・普通銀行等の定期性預金（以下、定期預金）
- ・株式・株式投資信託（以下、株式等）
- ・債券・公社債投資信託（以下、債券等）
- ・貸付信託・金銭信託（以下、信託等）
- ・その他、社内預金等（以下、社内預金等）

これらの項目のうち、通常貯金、定期貯金、普通預金、定期預金、債券等、信託等、社内預金等から稼得される所得については「利子所得」に分類する。他方、株式等から稼得される所得については「配当所得」に分類する。本稿でこうした利子所得および配当所得の合計を「利子配当所得」として扱う。

通常貯金および定期貯金については、財務省『財政金融統計月報』およびゆうちょ銀行ホームページで公表されている金利を利用する。このうち、定期貯金については定額貯金（3年以上）の金利を適用する。次に普通預金、定期預金、株式等、債券等についても『財政金融統計月報』で公表されている金利を利用する。このうち、定期預金については定期預金平均金利（新規受入分平均金利、300万円未満、1年以上2年未満）を適用する。株式等については東証一部上場企業の有配当会社株式平均利回りを適用し、債券等については10年物国債金利を適用する。また、信託等については2004年調査までは『財政金融統計月報』で公表されている5年もの貸付信託予想配当率を適用する。2009年調査以降は三菱UFJ信託銀行における5年もの金銭信託予定配当率を適用する。最後に、社内預金等については定期貯金と同様の金利を適用する。

B.2 社会保険料額の推計方法

社会保険料の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定しな

なければならない。ここでは公的年金・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について、世帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して負担額を推計する。

B.2.1 公的年金保険料の推計

加入制度については、「勤め先からの年間収入」が「短時間労働者の平均賃金×20時間×52週」よりも多い世帯員は厚生年金の加入者（第2号被保険者）、年収が一定額未満（例えば2019年は130万円未満）で配偶者が第2号被保険者の場合は第3号被保険者、それ以外を国民年金加入者（第1号被保険者）とした。また、19歳以下または60歳以上の世帯員については原則、年金保険料の負担は無いものとし、ただし70歳以下でも第2号被保険者の所得要件を満たす場合は厚生年金加入者とした。

保険料については、第1号被保険者は定額保険料（例えば2019年は16,410円/月を年間ベースにしたもの）を負担するものとし、また免除制度（全額、4分の3、半額、4分の1）の所得基準を満たす者は全て適用した。第2号被保険者は日本年金機構ホームページに掲載されている第1種被保険者・厚生年金の平均保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは厚生年金の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

B.2.2 健康保険料の推計

加入制度については、75歳以上の世帯員を後期高齢者医療制度の加入者（ただし、制度導入後の2009年調査以降）、74歳以下の中で厚生年金に加入している世帯員を健康保険（被用者保険）の加入者、それ以外を国民健康保険の加入者とした。また、年収が一定額未満（例えば2019年は130万円未満）で、同居親族に健康保険（被用者保険）の加入者がいる場合は、その世帯員を健康保険（被用者保険）の被扶養者とした。

保険料については、健康保険（被用者保険）の保険料は全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。国民健康保険の保険料は『国民健康保険実態調査』から所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。後期高齢者医療制度の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている所得割および均等割の全国平均を適用した。ここでは後期高齢者医療制度の賦課限度額、所得割額および均等割の減額制度も考慮している。

B.2.3 介護保険料の推計

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている各都道府県の保険料基準額の全国平均（加重平均）を適用した。第2号被保険者（40～64歳）の保険料は国民健康保険加入者と健康保険（被用者保険）加入者で分類する。国民健康保険の加入者は『国民健康保険実態調査』から介護給付分の所得割率、資産割、均等割、平等割

の全国平均を適用した。(ただし、利用統計の特徴から 2009 年調査以降でこの方法を適用した。2004 年調査以前については健康保険料に合算して推計している。)ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。健康保険(被用者保険)の加入者については全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの全国平均の保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは健康保険(被用者保険)の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

B.2.4 雇用保険料の推計

雇用保険の加入については、「勤め先からの年間収入」が一定額(例えば「短時間労働者の平均賃金×20時間×52週」)よりも多い被用者を加入者とした。

保険料については、厚生労働省ホームページに掲載されている一般の事業における労働者負担率(例えば 2019 年は 0.3%)を適用し、「勤め先からの年間収入」に負担率を乗じた。

B.3 所得税・住民税額の推計方法

B.3.1 所得税・住民税負担額の推計(利子配当課税を除く)

所得税・住民税の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の税制を適用して負担額を求める。所得税法では 10 の所得区分に分類されるが、ここでは『全国消費実態調査』で利用可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得を扱う。具体的には以下のように所得区分を整理し、合計所得を計算した。

給与所得	= 「勤め先からの年間収入」 - 給与所得控除
年金所得	= 「公的年金・恩給」 + 「企業年金・個人年金受取金」 - 公的年金等控除
事業者所得	= 「農林漁業所得」 + 「農林漁業以外の事業所得」 + 「内職等の年間収入」
不動産所得	= 「家賃・地代の年間収入」
合計所得	= 給与所得 + 年金所得 + 事業者所得 + 不動産所得

次に、合計所得から各種控除を差し引いて課税所得を計算する。ここで適用する所得控除は基礎控除・配偶者(特別)控除・扶養控除・老年者控除(2004年まで)・社会保険料控除である。なお、社会保険料控除については先に推計した社会保険料の額を使用する。また、調査票から得られない情報による控除(障害者控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除等)は考慮していない。具体的には以下のとおりに計算する。

仮課税所得 1	= 合計所得 - 基礎控除 - 社会保険料控除 - 老年者控除
仮課税所得 2	= 仮課税所得 1 - 配偶者控除 - 配偶者特別控除

課税所得 = 仮課税所得 2 - 扶養控除

まず、合計所得から基礎控除・社会保険料控除・老年者控除を差し引いた後の金額を仮課税所得 1 とする。配偶者控除対象者が存在する場合には、当該夫婦のうち仮課税所得 1 が高い方の世帯員に配偶者（特別）控除を適用し、仮課税所得 2 とする。次に、扶養控除対象者が存在する場合には、世帯内で仮課税所得 2 が最大の世帯員に扶養控除を適用し、課税所得とする。最後に、課税所得に対して所得税・住民税の限界税率表を適用して所得税・住民税額を推計する。ここでは定率減税（1994 年から 2006 年まで）、調整控除（2007 年から、住民税のみ）、復興特別所得税（2013 年から）も考慮している。

B.3.2 利子配当税額の推計

推計した利子配当所得の値に現実の税制を適用して、利子所得および配当所得に関する所得税・住民税額を推計する。

利子課税については分離課税の下、利子所得に適用税率を適用して負担額を推計する。また、2004 年調査までは 65 歳以上の世帯員は老人等の少額貯蓄非課税制度等（マル優）による非課税枠を最大限活用すると仮定する。具体的には、まず「1 人当たりのマル優適用限度額×65 歳以上の世帯員数」を世帯のマル優限度額とする。その上で、金利の高い資産から優先的に、世帯のマル優限度額までマル優を適用し、マル優対象資産から稼得される利子所得については非課税とする。2014 年調査以降については復興特別所得税も考慮する。

配当課税については総合課税と分離課税（源泉分離もしくは申告分離）の選択が可能であることから、世帯ごとに税負担額がより小さくなる課税方式を適用する。その際、配当税額控除についても考慮する。なお、ここでは配当税額控除を最大限活用することを想定して、（世帯票で記入された扶養関係ではなく）最高所得者を世帯主と仮定し、世帯主がすべての配当所得を稼得しているものとする。すなわち、世帯ベースで推計している配当所得をすべて世帯主の所得としている。